

○役員等の報酬及び費用弁償に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(平成18年法律第48号)第197条において、準用する第89条、同第105条及び第196条並びに公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律(平成18年法律第49号)第5条第13号、定款第17条及び第34条の規定に基づき、公益財団法人鹿児島県建設技術センターの役員(県派遣職員を除く。)及び評議員(以下「役員等」という。)の報酬等及び費用の支給の基準について定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 常勤役員とは、評議員会で選任された役員のうち、この法人を主たる勤務場所とする者をいう。
- (2) 非常勤役員とは、常勤役員以外の者をいう。
- (3) 報酬等とは、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第13号で定める報酬、期末手当その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当をいう。
- (4) 費用とは、職務の遂行に伴い発生する通勤手当、旅費(宿泊費を含む。)及び手数料等の経費をいう。

(報酬等の支給)

第3条 この法人は、役員等の職務執行の対価として報酬等を支給することができる。

- 2 常勤役員の報酬月額、別表1のとおりとする。
- 3 常勤役員に対する期末手当の支給率及び加算率は別表2のとおりとする。
- 4 非常勤役員及び評議員の報酬は、別表3のとおりとする。

(報酬等の支給方法等)

第4条 常勤役員の支給方法等については、別に定める職員を対象とする給与規程(以下「給与規程」という。)に準じる。

- 2 非常勤役員及び評議員にあつては、職務執行の都度、速やかに本人に支払うものとする。ただし、本人の申し出により、指定の口座へ振り込みの方法により支払うことができる。
- 3 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額を控除して支給する。

(期末手当の支給額)

第5条 期末手当の支給額は、報酬月額及び加算額の合計額に別表2に掲げる支給率の割合を乗じて得た額とする。

2 期末手当の加算額については、報酬月額に別表2に掲げる加算率の割合を乗じて得た額とする。

(退職手当の支給額)

第6条 常勤役員が退職した場合には、当該役員(地方公共団体退職者を除く。)に対し、退職手当を支給する。

2 前項の退職手当の額は、退職当時の報酬月額の100分の12.5に相当する額を勤務月数に乘じ得た額とする。

(費用弁償)

第7条 この法人は、役員等がその職務の遂行に当たって負担した費用については、これを請求のあった日から遅滞なく支払うものとし、また前払いを要するものについては前もって支払うものとする。

(旅費の支給)

第8条 旅費の支給日、支給方法並びに支給額等に関する詳細は、別に定める給与規程に準じる。

(通勤手当の支給)

第9条 通勤手当の支給日、支給方法並びに支給額等に関する詳細は、別に定める給与規程に準じる。

(公表)

第10条 この法人は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第20条第2項に基づいて報酬等の支給の基準を公表するものとする。

(改正)

第11条 この規程の改正は、評議員会の決議を経て行うものとする。

(補則)

第12条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が別に定めるものとする。

附 則

この規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。

附 則

この規程は、令和2年6月26日から施行する。

附 則(令和6年3月 28 日)

この規程は、令和6年4月1日から施行する。

別表1（常勤役員の報酬月額）

役 職 名	報 酬 月 額
役 員	鹿児島県職員の「行政職給料表」の「定年前再任用短時間勤務職員」の項の「9級」の欄の給料月額以内

別表2（常勤役員の期末手当の支給率及び加算率）

支給率	鹿児島県職員の期末手当の支給に関する条例第3条に規定する期末手当の額の支給率とする。
加算率	鹿児島県職員の期末手当及び勤勉手当支給規則第8条第1項に規定する別表第1の「行政職給料表」の項の「職務の級8級以上の職員」の欄の加算割合以内

別表3（非常勤役員及び評議員の報酬）

役職名	職 務 内 容	金 額
理 事	理事会に出席の都度及び書面等による職務執行の都度	報酬及び費用弁償に関する条例(昭和31年鹿児島県条例第38号)別表第2に掲げる非常勤職員のうち、その報酬の額について知事が定めるものの額に規定する「前各号に定めない附属機関の構成員」の部の「附属機関のその他の構成員」の項の「報酬額」の欄の額
監 事	理事会、評議員会に出席の都度及び書面等による職務執行の都度	
同	監査の都度	
評議員	評議員会に出席の都度及び書面等による職務執行の都度	